

令和7年11月現在

ご遺族の皆様へ

蟹江町役場 蟹江町学戸三丁目1番地
電話 0567(95)1111

ご家族・ご親族様のご逝去を悼み心よりお悔やみ申し上げます。

亡くなられた方に対する主な手続きについてご案内いたします。なお、故人によりお持ちいただくものが異なる場合がありますので、詳細につきましては、担当窓口へお問い合わせください。

◎本人確認書類について

手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきますので、以下のものをお持ちください。

【次のうち1点】

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等官公署発行の顔写真付き身分証明書

【次のうち2点】

資格確認書、介護保険証、年金手帳、公的医療受給者証（福祉医療等）、預金通帳等

◎死亡に伴う各種手続きで戸籍（除籍）謄抄本を請求する方へ

死亡届を提出されてから、死亡の記載がされた戸籍（除籍）謄抄本が請求いただけるまで、2週間程度かかります。

本籍地が蟹江町以外の場合は、本籍地の市町村へお問い合わせください。

※ 詳しくは住民課にお問い合わせください。

※ 各種手続きに必要な証明書等の種類は、手続き先にご確認ください。

◎主な手続き

住民登録関係		
区分	お持ちいただくもの	担当窓口
印鑑登録をしている方 ※ 印鑑登録は抹消されます。	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード）	住民課（内線191）
マイナンバーカードをお持ちの方	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	

※ それぞれ返納の義務はありませんが、返納を希望する場合は窓口へお持ちください。

国民健康保険

区分	お持ちいただくもの	担当窓口
国民健康保険に加入している方	<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 喪主および相続人代表名義の振込先 が分かるもの <input type="checkbox"/> 喪主のマイナンバーカード (または通知カード) <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書 <input type="checkbox"/> 喪主または相続人代表の方の本人確 認ができるもの	保険医療課 (内線 142・144)
限度額適用認定証、限度額適用・ 標準負担額減額認定証、特定疾病 療養受療証をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	

※ 葬祭費は、原則喪主の方に支給されます。

後期高齢者医療

区分	お持ちいただくもの	担当窓口
後期高齢者医療保険に加入してい る方	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 喪主および相続人代表名義の振込先 が分かるもの <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書 <input type="checkbox"/> 喪主または相続人代表の方の本人確 認ができるもの	保険医療課(内線 141)
特定疾病療養受療証をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	保険医療課(内線 141)

※ 葬祭費は、原則喪主の方に支給されます。

障害福祉

区分	お持ちいただくもの	担当窓口
障害福祉サービスを利用されている方	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	保険医療課 (内線 146・147)
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちのもの） <input type="checkbox"/> 心身障害者福祉タクシー券	
自立支援医療（精神通院・更生・育成）受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（精神通院・更生・育成）	保険医療課 (内線 145・147)
特別児童扶養手当を受給されている方	※保険医療課へお尋ねください。	
蟹江町心身障害者扶助料を受給されている方	<input type="checkbox"/> 相続人代表名義の振込先が分かるもの	保険医療課（内線 147）

福祉医療

区分	お持ちいただくもの	担当窓口
各医療費受給者証（子ども、障害者、精神障害者、母子・父子家庭、後期高齢者福祉）をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 各医療費受給者証（子ども、障害者、精神障害者、母子・父子家庭、後期高齢者福祉）	保険医療課 (内線 145・146)

年金

区分	お持ちいただくもの	担当窓口
国民年金に加入している方	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書	保険医療課（内線 141）
年金受給者の方（厚生年金・国民年金）	中村年金事務所へお尋ねください。 電話 052(453)7200	

※ 別紙「年金のお手続きをされるご遺族の方へ」も参照ください。

介護保険

区分	お持ちいただくもの	担当窓口
介護保険被保険者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人代表の方の振込先が分かるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表の方の本人確認ができるもの	介護福祉課 (内線 131～133)
介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	

その他（該当する方は直接担当窓口へお問い合わせください。）

区分	お持ちいただくもの	担当窓口
児童扶養手当・遺児手当を支給されている方	こども福祉課へお尋ねください。	こども福祉課(内線 156)
児童手当を支給されている方		こども福祉課(内線 158)
町県民税が課税されている方		税務課(内線 181・183)
軽自動車、バイク等をお持ちの方	税務課へお尋ねください。	税務課(内線 184)
土地・家屋をお持ちの方	※ 別紙「相続税についてのお知らせ」「法定相続情報証明制度」も参照ください。	税務課(内線 185・186)
口座振替されている町税等の口座名義人が死亡者名義の方		税務課(内線 187)
農地（田・畠）をお持ちの方	土木農政課へお尋ねください。	土木農政課 (内線 434・435)
下水道受益者負担金を賦課され完納されていない方	下水道課へお尋ねください。	水道事務所 蟹江町学戸一丁目225番地
下水道・コミュニティプラントに接続されている方	電話 0567(95) 1500	※ 役場とは場所が異なります。
水道の契約者となっている方 水道の権利に加入している方	水道課へお尋ねください。 電話 0567(95) 3636	